

第14回 ODR推進検討会 議事録

第1 日 時 令和3年9月28日(火) 自 午後 1時02分
至 午後 2時58分

第2 場 所 東京地方検察庁4階 4A会議室

第3 議 題 1. 開会
2. ODRを身近なものとするための基本方針の策定について
3. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○渡邊参事官 それでは、第14回ODR推進検討会を開会させていただきます。

今回も多くの方にウェブ会議により会議に参加していただき、誠にありがとうございます。
この会議での発言方法につきましては、これまでと同様に挙手機能等を活用していただければと思います。

それでは、垣内座長、よろしくお願いいたします。

○垣内座長 本日も御多忙の中、検討会に御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、本日は、渡邊委員から参考資料の御提供を頂いておりますので、それについて、渡邊委員の方から御紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○渡邊委員

お時間を頂きまして恐縮ですが、提出いたしました資料についてお話をしたいと思います。

前回の第13回の検討会で、資料4としてODRを身近なものとするための基本方針の策定というのを1枚頂きまして、その中に、ODRを身近なものとするための基本方針を作るということと、あと、論点1としまして、第2フェーズでチャット、ウェブ会議補完型の社会実装を実現するという事と、あとは諸外国の事例につきまして御質問等もございましたので、それを受けまして資料を急ぎ作ったものです。

内容がまだ不十分なところもございますので、はじめにのところにも書かせていただいておりますが、当面は非公開としてお取り扱いいただければ幸いです。

まず、参考資料の一つ目からお話をしたいと思います。

本検討会では、特に司法型ODRについての検討ということではないと思うのですが、この資料で司法型ODRについて多数取り上げておりますのは、ここに書かせていただいているとおり、民法型のODRはどのようなサービスを提供しているかというところは、情報を得ることができるのですが、その具体的な中身ですとか、利用者に関する統計、例えば、満足度調査ですとか件数といったものがなかなか出てこないんですね。そういったところもありまして、調査の対象として、司法型を扱っているということになります。

あと、1ページ目の2番目の点、御確認いただきたいのですが、やはりODRといいますと、その技術にどうしても焦点が当たってしまいがちなのですが、これまでの海外の先生方のお話もそうですが、まずはきちんとODRを、実装する目的というものを明確にして、その中で技術についても考えていくという流れが中心になっているのではないのかなと思います。というのも、やはりこのようなリーガルサービスを提供する主体というのは、どうしても技術の専門家ではございませんので、そこで何か適切な措置を講じるというのは、なかなか現実的ではないと。ですので、外部のベンダーなんかを利用しながら、きちんと議論をしながら、思い描いているODRを作っていくということが重要だということを書かせていただいているものになります。

そのような動きが、特にアメリカを調査しているわけですが、そういったサービスを提供している企業が幾つかあって、利用者からしても選択肢があるということになるのではないのかなと思います。ですので、日本でも、②と書かせていただいているのですが、2ページ目ですね、既に開発されているプラットフォームというのを、それぞれの運営者に多少カスタ

マイズするような形で、サブスクリプションのような形で使っていけるというのがよいのかなと思っています。そのためには、今回の第14回の検討資料にも書かれておりましたが、参入の支援というところが重要になってくるのではないかなと思っています。そのために、どのような情報提供をしていくとよいのかということをもとめたものになります。

Bに関しましては、NCSCが州裁判所に対してどのようにベンダーとやっていけばよいかという情報提供しているところがありましたので、それを参考までに御紹介をしています。ですので、具体的なところは、実際にNCSCの出しているレポートですとかフォーマットみたいなものを見ていただくとよいと思いますので、御関心のある方いらっしゃいましたら、脚注にリンクも貼っておりますので、そちらを御確認いただければと思っております。

また、Cにつきましては、パイロットプログラムの重要性ということで、これは、私も様々なところでお話をさせていただいているのですけれども、やはり前回小澤委員からも御発表がありましたが、実証実験というのをやってみると、様々な知見というのが得られるということで、そういった形で情報を集めていくことが重要ではないかということを書いているところになります。

続きまして、4ページ目の3のところになるのですけれども、これは、技術で何が使われているかをまとめたものになります。やはりコロナ禍もあり、Zoom等で紛争解決手続を進める事業者も増えてきている中、ZoomはODRなのかということが、日本だけでなく世界でも議論があったところなのですが、ODRの技術関係の実務家でChris Draperさんという方がいらっしゃって、その方が論文にまとめていたので、そちらから紹介をさせていただいています。

これを見ていただきますと、見ていただきたいのは5ページ目の下の図になるわけですが、やはりODRといっても様々な階層があるということで、一番上のODR、左の上ですね、と書かれているところの下に、Dispute System Designと書かれていて、これが最も重要であるということをおっしゃっています。これは、まず制度の設計図というか、そのイメージみたいなのをきちんと並べて固めた上で、その上でシステムの方に入っていくという流れを採るのがよいのではないかということになります。

Dispute Resolution Technologyということで、黒い枠に入っているものは、そのプラットフォームでどのような技術が使われるかというものがまとめられているものになります。ですので、今後やはりODRについて議論をする際には、例えば、この表でいうところのどの辺りを議論しているのかというのが明確になると、今後普及ということをしていくとき、例えば、何か問題点について議論をしていくようなときにも、分かりやすいのではないかということで紹介をさせていただいております。

続きまして、6ページ目ですが、これは、ODRで使われる技術のタイプということで、同じくDraperさんがまとめているものですが、ODRの活性化検討会の取りまとめでも使われております、例えば、ODRの進行フェーズのイメージでいいますと、白のFacilitating Systemは、今の第1段階で使われている技術といいますか、何か問題が生じてから技術を活用して、問題解決に向かっていくというような流れになるので、今のADRをオンライン化していくというときに使われる技術としてイメージしていただくとよいのかなと思います。それに対して黒の方は、これが正にプラットフォームで活用されるたぐいの技術になってくるわけですが、特に様々な数多くの問題ですとか事象といったものがあつたときに、それを

フィルターしていったって、最終的に正しいと思われるというか、当事者からすると受入れ可能と思われる結果の方にソートしていくと、そのようにフィルターしていく技術が、この黒い方になります。こちらが、進行フェーズでいうと第2段階ですとか第3段階に使われていくような技術になっていくのかなと考えております。

情報セキュリティについては、いろいろ書かせていただいているのですが、これを書いたのは、やはりどうしても先ほどの繰り返しにはなってしまうのですが、セキュリティ対策というのは、講じたからといって、全て有害事象を取り除くことができないという前提に立った上で、リスクをゼロにすることはできないので、予防的措置を議論していくのと同時に、あとは、それが発生した際の対応策についてもセットで考えていくということが重要になると考えております。その際に、セキュリティのリスクってどのようなものがあるのかというのものも、たとえ技術の専門家ではないODRの運営者であっても、ある程度把握しておくことによって、外部のベンダーの方たちとのコミュニケーションというものも円滑になると思いますし、問題が起きた際の解決策というのものも、きちんと考えることができるのではないかとということで、このような情報提供というのものも、少しずつされていくとよいのかなと考えているところでございます。

8ページ目、続きましてプラットフォームの特性と機能というのは、これは御参考までに、プラットフォームでどのような機能があるのか、どのような特徴があるのかということところで、これはアメリカの州裁判所を見ても、様々な研究とかレポートが出ているわけですが、ミシガン州の最高裁判所が出していたものをコピーしているものになります。これは、すみません、時間の関係で翻訳まではできていないのですが、どのような機能があるといいのか、例えば、細かなところですけども、9ページの下の図を見ていただくと、左側にスペルチェックというようなものとかも入っているわけですね。ですので、こういった形で、どのような機能があるとプラットフォームとして有効に機能するのかという情報というのもこれから出していけると、第1段階から第2段階への移行というのを支援できるのではないかとということで、参考までに張り付けたものになります。

続きまして、5番目、10ページになるのですが、これは、情報セキュリティに関する規定というものは今、どのようなものがあるのかということで、例として二つ紹介をしています。

AはICODRスタンダードということで、第7回の検討会で御紹介させていただいたと思うのですが、これは、いわゆる理念のようなところになります。そういったものが、まず大きな理念のようなスタンダードがあって、それを具体的にどのように形作っていくかという御参考として、カナダのCRTが作っております情報へのアクセスとプライバシーポリシーというのを翻訳いたしました。これは、ICODRのスタンダードでいうような1、2、3の重要性というのは、皆さん理解されているところだと思うのですが、それを具体的なルールにしていく際にどのようにすればよいのか、その対応策というのが分からないといったことにもなりかねないので、既に運用されているカナダの事例を参考までに御紹介いたしました。

ですので、参考資料の2をここで見ていただければと思うのですが、御紹介したいところは二つございます。

まず2ページ目、目的のところになります。こちらは、前回の検討会でも、どのような情

報を当事者から収集するののかといったお話がございましたが、ここに、最初のところに、何を情報収集するかというようなことが書かれています。

あとは、最後の12ページ目を御覧いただきたいのですが、Dのところ、下半分になるのですが、こちらに、どのようなところと情報を共有する可能性があるのかが書かれていて、例として、研究プロジェクトなどが記載されております。ですので、何かサンプルのようなもの、世界のものでも日本のものでもいいのですが、情報として提供できると、よいのではないかなと考えております。

続きまして、11ページ目の6のところですが、こちらは、情報提供の在り方ということで、先ほどの5ページのODRの階層のチャート、図を見ていただきたいのですが、これでいいますと、アクセシビリティの問題とかは、ODR Systemのところの左側の一番上に書かれているんですけども、Aのアクセシビリティの問題ですとか、続きまして、12ページの、例えば分かりやすい言葉遣いを選ぶことですか、14ページの使いやすいデザインをするというのは、かなり初期の段階から議論をしておかないと、後々作り変えるとなってしまうと、時間も手間もコストも掛かってくる場所ですので、最初のDispute System Designの段階、ODRのシステムの議論の段階で入ってくるとよいということで、海外でどのような情報が利用できるのかを御紹介したことになります。

これは、実際にウェブサイトを見ていただくと分かりやすいのではないかなと思うのですが、例えば、13ページ目の上から2番目の四角の中の文字を読んでいただきますと、文章自体は長くなっているのですが、読みやすくなっていたり、どのようにすれば一般の方が分かりやすく理解していただけるかということに配慮した例などが掲載されています。

このようなものも、今後、例えば、ODRを社会で普及していくということになった際に、分かりやすい言葉は一体何かと、もちろん各団体で工夫を凝らして作る、考えるということになると思うのですが、ある程度統一的なものがないと、同じ意味の言葉をそれぞれの団体が翻訳してしまうと、かえって利用する方からすると分かりにくいというような結果にもなりかねないと思っております。そういった意味で、このような情報提供がどのように今後日本でできるのかということも、一つのポイントかなと思ひまして御紹介をさせていただきました。

最後に、これも御参考までということなのですが、これは、政府系のサイトになるのですが、裁判所が、例えば、デジタル化を進めていく中で、利用可能な業者の一覧ですね、Tech Directoryとして様々な企業を検索できるようなサービスも提供されています。この16ページの上の絵を見ていただくと、Online Dispute Resolutionというところがあって、それをクリックすると18件の結果が出てくると。実際にODRのシステム提供で定評のある企業なんかはトップに出てきて、ここから直接問合せができるようになっている状況です。ですので、これを御紹介した理由としましては、本日の資料1の方に書かれている、いつでもどこでも誰でも紛争解決が実現できるようにするとすると、ODRのプラットフォームがどのように作られているのかということも非常に重要なポイントかと思ひまして、どれほど本日の議論に役に立つのか分からないのですが、作らせていただきました。

以上となります。ありがとうございました。

○垣内座長 渡邊先生、大変貴重な資料の御提供と御説明をどうもありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの資料についての渡邊委員の御説明を踏まえまして、御質問あ

るいは御意見等おありでしたら、御発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

出井委員、お願いいたします。

○出井委員 出井です。渡邊先生、ありがとうございました。

正直に申し上げますと、ちょっと何回か読み返して、あと、渡邊先生にさらにマンツーマンで講義を受けないと、なかなかそしゃくするのは難しいなというのが、率直なところですよ。

1点だけ確認したいのは、今日御説明のあった、かなり幅広い、あるいは、また深いところまで御説明いただいたと思うのですが、これらのことを、ODRのプラットフォームを開発する人だけではなく、ODRのサービスをこれから設計し、提供しようとする人も、この辺りまで含めて一緒に考えないといけないという、そういうことになるのです。つまり、結構技術的なことも御説明には入っていたのですが、ADRの仕組みのことも一部入っていたりもしましたので、それらを、ここは技術的なところだからといってシステムプロバイダーに任せたりするのではなく、ODRのサービスプロバイダー、サービスを提供しようとする人も、一緒になって考えていかないといけないという、そういうことになるのですか。

すみません、そもそも質問自体が的外れだったかもしれませんが、レベルに達していない質問で恐縮です。

○渡邊委員 いえ、とんでもないです。

ODRも、第2フェーズに向けた普及をどのようにするのかというのはすごく難しいなと、先ほど出井先生がおっしゃったように思っています、というのは、今の日本の環境と少し違ったりですとか、運用状況が違うところはあるのですが、うまくいっている例を幾つか聞いていくと、先ほど出井先生がおっしゃってくださったように、事業者側、ODRの運営主体側とシステムプロバイダーの関係性がきちんとできていて、話合いができています。ODRの運営主体側もきちんと技術的なリスクも理解しつつ、そこの対応については任せるといような形で役割分担をしているので、いわゆる丸投げのような形ですとなかなか難しいのかなと思っています。双方が議論を尽くして、きちんとシステムを作っていく、お互いに知恵を寄せ合って作っていくというスタンスでないと、なかなか、ここで言うような、いつでもどこでも誰でも使えるようなすばらしいシステムにしていくというのは、難しいのかなという問題意識を持っているところになります。

○出井委員 どうもありがとうございました。

それで、そういう検討に持っていくためには、一つは、今日のお話にもあったとおり、幾つかの実証実験からのフィードバックを得ていくということなのかもしれませんが、そのほかに、我々ADRの業界にいる者としては、どういう取組をしていけばよいでしょうか。

実証実験については、確かに何回か前に日司連の方で報告されたものは、実証実験としてはまだまだ規模は小さなものですが、それでもやはり考えさせられるところがありました。ああいうものを積み重ねていくというのは理解できるのですが、そのほかに、ODR業界の取組として、あるいはADR業界の取組としては、どういうことをやっていけばよいでしょうか。

すみません、ちょっと抽象的な質問で申し訳ありませんが。

○渡邊委員 そうしましたら、本日の資料1とも関連するところになるのですが、今回この資料を頂きまして、2ページ目の短期目標の実現に向けた取組というところを見ていて思ったのですが、一つ目の国民の日常への浸透というのは、様々にあるインターネットサービスと

比べて同等のレベルで使いやすいという意味で、今までのADR、裁判と比べて使いやすいというものではない、そうなってくると、今、SNSもこれだけ普及している時代ですので、国民への浸透というのは、マーケティング方法を少し頑張れば、それなりにできるのかと思いました。

それに対して二つ目、三つ目、特に三つ目の点というのは、先ほどの日司連さんは、かなり前からODRについて議論をされて、実証実験まで至って、積み重ねがあるところです。ほかの検討されているところからすると、どうやって進めたらいいのだろうかというようなところが、今一番の課題なのかなと思っています。

そうなってくると、やはり具体的な事例に対する情報を提供するということになるのかなと思っています。分かりやすいとは何か、分かりやすい言葉遣いとは何か、使いやすいとは何かとか、そういったものを具体的に事例で見られるとよいのかなと。ですので、日司連さんがこの前御紹介してくださった例が非常に参考になったのも、きちんとした議論の上での実行で、受け手からすると、そこから学ぶところが多かったというところだと思います。現時点では、海外の情報が豊富ですので、それを日本語に翻訳して紹介していくということにならざるを得ないのかもしれませんが、理念的なところだけではなくて、具体的にどのようなアクションをすれば良いのか、そもそも実証実験に至るということ自体も大変なことです。そこまで一歩踏み出して支援ができる情報の提供ができるといいのかなと思っています。そこも含めて、今後議論するとよいのかなとはと思っています。

ちょっとお答えにまたなっているか分かりませんが。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

上田委員、お願いいたします。

○上田委員 渡邊委員、大変ありがとうございました。自分がきちんと勉強できていないことについて、大変詳細な御教示を頂き、感謝しております。

私も分からないなりになんですけれども、ここでお示しいただいたことには、ほぼ全面的に賛成すべきかなと考えております。

出井委員のおっしゃった実証実験のほかに何をすべきかということが大きな問題になるかと考えております。確かにODRは横断的な領域ですので、技術と規範、双方についてある程度の相互理解は必要かと思うのですけれども、しかし、全てのADR機関が、全ての知識に知悉している必要があるかというのと、それを要求するのは大変なので、実務に落とし込めるような情報提供なり、ある程度の実例なりを、今後継続的に提供できるような場が必要なのかなと。あるいは、資料1で申し上げますと、ちょっと先走りますけれども、3ページの一番下の官民学の連携によるフォローアップ体制などもありますけれども、ここで、例えば、外部委託先を使ってODRサービスを実施する際には、その外部委託先にどういう情報なら渡していいのか、何かインシデントが起きたときには、どのように責任帰属を明確にするかなどを議論しておくことは、有益かと思えます。

ついでに申し上げますと、例えば情報セキュリティ一つとっても、ADR機関がこの技術を使うべきとか、あの技術、このソフトでウイルスを除去すべきとか、そういう知識は必要なく、どの専門事業者にどういうレベルでの要求をするのかとか、組織内での情報管理体制、誰が管理者となっていて、何か起こったらどのように連絡をするのか等の組織体制を定めておくなどのレベルのことが問題になると理解しておりますので、その意味でも、実務で運用

可能なレベルの水準なり指針なりを、どこかで示せるような体制が必要かと考えました。

差し当たり、以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

そのほか、何か御質問等、さらにおありでしょうか。

今のところは、取りあえずよろしいでしょうか。

今、出井委員、上田委員からも御発言がありましたけれども、特にODR、ADR機関の視点に立った場合に、ODRに取り組むに当たって、いろいろな情報が提供されつつ、紹介されつつあるわけですけれども、ADR機関として何を知っておけばいいのかと、その上で何を考えればいいのかという辺りについて、今の段階ですとなかなか暗中模索というところがあるのかもしれませんが、その辺りについて少しコンセンサスを形成していくというようなことの重要性について、御意見を頂いたところかなと思います。

渡邊先生の資料の、今日の参考資料の1でしょうか、これですと11ページの辺りに情報提供の在り方というのが出ておまして、これは、恐らく一般の利用者に対する情報提供を主として念頭に置いているのかなと思われましたけれども、それとともに、今の日本の状況ということに鑑みますと、ADR機関等、ODRに関心を持つ方への情報提供の在り方というようなことも、これ、正に分かりやすく、私はODRに取り組むことができるでしょうかと、ええ、できますよってというのは、これこれをやればできるんですよというような情報提供が必要なのかなというような、ちょっと感想を持ったところです。

それでは、ほかに御質問等ないようでしたら、次の議題に進ませていただきたいと思います。

渡邊先生、どうもありがとうございました。

○渡邊委員 お時間頂きまして、ありがとうございました。

○垣内座長 それでは、次ですけれども、議事次第の2になりまして、ODRを身近なものとするための基本方針の策定についてということになります。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 それでは、資料1を御覧ください。

資料1は、前回の検討会の資料4に若干の補足をしたものとなります。この資料を踏まえつつ、前回に引き続き、ODRを身近なものとするため、我々が目指すべき姿や取り組むべき課題などについて、積極的に御意見を賜りたいと考えております。

まずは、論点1として、今後目指すべき姿、目標について御議論いただきたいと考えております。我が国におけるODRの現状と課題につきましても、参考として記載したようなことを指摘できるかと思っておりますけれども、そのような現状、課題を踏まえると、例えば、記載しましたような短期目標や中期目標を設定することが考えられるかと思っております。こうした点についてどのように考えるべきか、幅広い観点から御意見を頂戴したいと存じます。

ひとまず、事務局からは以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして、この論点1につきましても、御質問あるいは御意見のある方がおられましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

出井委員、お願いいたします。

○出井委員 出井です。

初めに確認しておきたいのですが、ここで言っているODRの意義と申しますか外縁なのですが、ODR活性化検討会では、たしか情報提供、相談、それから交渉、それからADRと、四つの横のフェーズということでしたが、この資料1に記載されているODRというのは、ADR段階のところだけなのでしょうか、それとも、その前のところからのものも含むのでしょうか。

もちろん、前の段階との連携というのは、仮にADR段階だけを対象にするとしても必要だとは思いますが、対象をどこまでのものと考えているのかについて、確認を頂きたいと思えます。

○垣内座長 では、事務局からお願いいたします。

○豊澤部付 その整理でいうとADRフェーズの部分を中心に、ODRの活性化ということを考えているところがございます。

もっとも、出井先生からも御指摘がありましたとおり、ADRフェーズのODRを発展させるためには、相談フェーズや交渉フェーズとの連携も重要かと思えますので、そういった意味では、ほかのフェーズとの連携の部分も重要なものと考えております。

○出井委員 ありがとうございます。

○垣内座長 それでは、続きまして、小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 ありがとうございます。

2点あります。まず、第1フェーズ、第2フェーズについてですけれども、紛争によっては、時間的制約や心身の状況などから、チャットベースが好ましい事案も存在すると思えます。そうしますと、第1フェーズの発展形が第2フェーズというわけではなく、両者は個々の存在意義があると考えられると思えます。したがって、短期目標について、第1フェーズ、第2フェーズとの記載がありますが、まずは第1フェーズ、次いで第2フェーズという段階的な進め方ではなく、同時並行的に推進する方向性が妥当ではないかと考えています。

2点目はODRの認証手続についてですけれども、取り分けODRについては、技術の進展が早い分野を利用する紛争解決手段と言えらると思えます。そうしますと、ODRを行うためにADR法に基づく認証を行う場合については、例えば、実情に応じて認証要件の簡略化を行うなど、認証までのスピードアップを作る施策を検討してもよいのではないかと考えています。また、事業計画に伴う予算計上などの関係から、あらかじめ具体的な事業開始日が明示されていることが望ましいと言えますので、そうしますと、認証までの合理的な期間を設定して、その期間を認証申請事業者に示した上で、同期間内に認証を終えるといったモデルも考えてもよいのかなと思えます。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、上田委員、お願いいたします。

○上田委員 ありがとうございます。

この論点1について申し上げます。御提案そのものには異論がないのですが、先ほどの出井委員の御質問と関係するのですけれども、細目に係る要望として、第2点の中期的な目標のうち、「いつでもどこでも誰でも」の「誰でも」の中には、できますれば、様々なハンディキャップを負った人であるとか、様々な言語を母語とする人など、多様な紛争当事者を包

摂することや、それとの関係で、例えば、「スマホ等」という文言は分かりやすさのための例示であって、最終的には、「等」の中には様々なインターフェースが含まれるということ、御説明の中で御言及していただければと考えております。

こういうふうを考えるのは、出井委員の御質問と関わるのですけれども、要するに、検討フェーズや相談フェーズともODRは関わりますので、司法アクセスとの関係がどこかにあればよいと考えた次第です。そうしますと、中期的目標の「紛争解決できる」のところにも、「紛争解決サービスにアクセスし」等の、いわゆる検討フェーズや相談フェーズに対応する文言があればと思いますけれども、もし煩雑であれば、説明の中で御言及いただければと考えております。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

そのほか、この論点1の関係で御意見、御質問等。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 山田でございます。遅参いたしましたして、大変失礼をいたしました。

私からは、対象となる紛争類型について、一言申し上げたいと思います。

論点1の丸の部分、それから、その下の参考、我が国におけるODRの現状と課題というところを拝見いたしますと、ODRというのは費用、時間等の制約により潜在化しがちな紛争ということで、言わば裁判とかADRには費用、時間等の制約でなかなか行けない人が、さらにその次の手段として利用するという印象となっており、紛争類型としても、例えばとはされておりますけれども、少額ネット取引等と位置付けられているようですが、もう少し積極的にODRを位置付けることも可能ではないかと思われま。すなわちADRのメリットをベースにした上で、費用、時間等の制約を一定程度軽減するメリットをも有するものといった位置付けも可能なのではないかと思った次第です。

確かに、コロナ禍以前から普及しているODRは、第2フェーズに属するものが目立ち、そうすると確かに少額ネット取引紛争類型が典型的ですけれども、それは、コロナ以前からコストを掛けて運用することが、ビジネス的に成立する、あるいは成立の必要があったというものが、そういうタイプに属していたということかと思われま。

しかし、今回お書きいただいているように、デジタル社会において不可欠のインフラとして、社会的コストを一定掛けて整備をすべき、一種公的なシステムであると考えるのであれば、そういう政策論として考えるのであれば、その範囲はより広く、ADRと同様に秘密性とか専門性、あるいは個別ニーズに合わせた解決が可能であると、それに費用、時間等のコストの低減、仕組み方によっては匿名性といったことを加えることが可能という位置付けもできるのではないかと思います。特にオンラインということで、専門家の調達コストが劇的に下がる、手続実施者や関与する専門家を探すコストも非常に下がり、専門的知見を要する紛争類型を前面に出せるのではないかと思われたところでは。

そのような意味で、紛争類型も、少額ネット取引等に限らず、より非定型的なもの、先ほどの渡邊先生の資料の三角形が二つ並ぶ絵がありましたけれども、あれで言いますと、Facilitatingを使うようなタイプのものも含まれてよいのではないかと思った次第でございますので、少し広げて積極的にお書きいただくと大変有り難いということでございます。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 ありがとうございます。

まず、今までの先生方の御意見に全て賛成です。特に、今、山田先生がおっしゃられた紛争類型をより広く捉えるべきでないかという点は、最近もやはりコロナ禍以降、ODRの適用範囲というものをより広げて考える考え方が中心になってきているところもありますし、また、司法アクセス、正義へのアクセスを開くという点でも限定し過ぎることなく、より広げて考えるとよいのかなと思っております。

もう一つが、論点1、四角の中の1番下の黒ポツのところですけども、ここ、いつでもどこでも誰でもということ、先ほど上田先生の方からアクセシビリティの点についてお話があり、そこに含まれるのかもしれないのですが、より利用者の視点に立って使いやすい、分かりやすいということですか、あと、ODRですので、ワンストップショップという言い方を海外ではよくしていますけれども、シームレスにつなげられる、これは、3ページ目の中期目標の一つ目とも絡むところかもしれないのですが、そういった文言も具体的に入っているとよいのかなと思ったところがございます。

あと、最後に、1ページ目の参考のところ、ODRの現状と課題というところで、司法分野におけるデジタル化推進の一環として、民間ODRの推進を図る必要があるというのはもちろんそうだと思うのですが、この検討会の射程かどうかはあれですが、行政型のADR、ODRというのも、今後やはり市民の相談窓口として機能していくところになると思うので、ここについても少し考えてもよいのかなと思いました。

以上となります。ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、川口委員、お願いいたします。

○川口委員 川口でございます。

先ほどの山田委員の御発言と近い部分ではあるのですが、ODRならではのメリットとして、遠隔地同士の紛争も少ない費用で解決が図れるということも大きいと思います。こちらの文書の中で、費用、時間等の制約に含まれているのだと思いますが、距離といったニュアンスのものもどこかで追加されますと、国内のみならず越境トラブルなど、国際化なども踏まえますと、より趣旨が伝わるのではないかと感じました。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、斉藤委員、お願いいたします。

○斉藤委員 斉藤です。

この論点1の趣旨については賛成です。皆さんの意見にさらに付け加える形になりますが、ODRを使う場面の一つとして、私が思い浮かべるのは、災害時ですね。東日本大震災以来災害ADRがかなり重要性を増していて、その後も全国各地で起きた災害時において災害ADRの活躍がみられます。「災害時において」という言葉をあえて入れるかどうかは別にしても、それは意識していただくというのではないかなと思います。災害の場合先ほど川口委員がおっしゃられた遠隔地になることが結構あるわけですね。災害の発生地が過疎地になっていることが少なくないので、そういう問題意識からの発言です。

それから、これは渡邊委員がおっしゃった点ですが、行政型ADRについては対象外だとは思いますが、行政型、あるいは司法型ADRにも、ODRの流れを波及させていくような、そういうスタンスがあってもいいのではないかということが、もう一つ感じた点です。

3点目が最後ですけれども、我々は何度もこういう検討会をやって、ODRについての意義を十分理解して、これをどうしたらより身近なものとして進められるかという問題意識を共有しているわけですが、外部の人から見たときに、そもそもADRって何っていう、そういう意識レベルの方がかなり多いと思います。それから、民間ADRの実施機関においても、開店休業のような状態で、年に1件事件があればいいぐらいの、そんな状況が私は目につきます。そもそも、前提としてのADRの充実、活性化、そのためにできることは何でもやっていく必要があるんじゃないかと思います。ADRの意義の周知とか、それを行う実施機関に対するサポート、そういうことについても触れていただきたい。触れちゃうと全体のトーンがぼろぼろになるからまずいのもかもしれませんが、私の問題意識としては、ADRそのものの重要性をきちんとどこかで打ち出していきたいなと、そういう思いがあります。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

そのほか、さらに御発言がおありでしょうか。 出井委員、お願いします。

○出井委員 出井です。

皆さんの御意見を伺って、特にそれに付け加えるということではないのですが、やはり、ODRということで、何を外縁として捉えるかということに関してですが、事務局の御趣旨としては、ADR段階を中心に考えるとの御説明でした。まとめ方の問題なので、それでいいと思いますが、ADRというのは、相対立する紛争当事者がいて、かつ、中立の第三者が介入して紛争を解決すると、そういうプロセスなのですが、やはりオンラインの分野ですと、その前の段階が大事ではないかと思います。日司連さんの実証実験でも、ADR段階まで行くのは非常に数が限られていて、やはりその前の相談とか、あるいは、日司連さんにはそういうフェーズはなかったのですが、当事者間の相対交渉の場を作るとか、さらには、そのさらに前の検討段階、何か問題を抱えている人が、気軽に自分の問題、一体どういう位置付けなのかということを知る機会ですね、知るツール、そういうところが、おそらく司法アクセスという点では、裾野ということで大事なのではないかと思います。

もちろんADRフェーズを中心に考えていただいているのですが、その前の段階との連携と申しますか、そこは、是非押さえて、それもターゲットに入れていただきたいと思っています。

それから、小澤委員の御意見で、第1フェーズ、第2フェーズというお話がございました。私も全く賛成で、ただ、おそらく事務局の方で書かれているのも、別に第1フェーズが終わった後で第2フェーズということではなくて、いきなり、第1フェーズを飛ばして第2フェーズというのも、当然あっていいという趣旨で書かれていると思いますので、小澤委員おっしゃったように、もうその方向で考えていくべきであると思います。

それから、最後に、渡邊委員、斉藤委員がおっしゃったことですが、範囲としては、民間ADRを一応射程にするということですが、やはり行政ですね、一般市民が何か起こったときに相談するのは、司法とか民間ADR機関よりも行政機関の方が多かったりもするもので

すから、そこへの広がりには是非視野に入れていただきたいと思います。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

その他、さらに御発言の希望はありますでしょうか。

佐成委員、お願いいたします。

○佐成委員

委員の皆様それぞれ、御発言されましたので、私も1点ほど、皆様の意見を聞きながら思ったところを申し上げておきたいと思います。

まず、この論点1では目指すべき目標を定めて、幅広く関係機関等に協力を呼び掛けるというところが、非常に重要だと思っております。もちろん、どんな形であれ、皆様方のいろいろな知見が、この目指すべき姿というものの中に、つまり基本方針の中に盛り込まれたということにつきましては、私も特段の異論はございませんが、幅広く関係機関に協力を呼び掛けるというところこそが、とりわけ重要だろうと思っております。また、この幅広く関係機関に協力を呼び掛けるというのは、司法関係、行政関係のみならず、世の中に対するインパクトを考えると、マスコミ、報道関係などにも広く協力を呼び掛けるといったようなことも必要かなと思っております。

さらに、PRというのは、1回すれば終わるという話じゃなくて、定期的に、せめて1年に一遍ぐらいはアピールしていくということが、重要なのではないかと感じております。

それからもう一つ、「中期的にはスマホ等が1台あれば」と書いてあるのですが、別にスマホ等が1台あればというのは何も中期的な話とは限りません。スマホでできる範囲というのは、短期的にもあり得る話なので、スマホでどこまでできるのかということも常に考えていく必要があるのではないかと思います。その点でちょっと気になったのは、先ほど渡邊委員が冒頭いろいろ御説明いただいたことに関して、スマホ等を現状どれぐらい諸外国で利用しているのかということところです。今質問するのはちょっと不躰かもしれませんが、お分かりになれば、渡邊委員にもちょっと教えていただければと思います。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。ちょうど渡邊委員から挙手も頂いていましたので、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 ありがとうございます。

佐成先生の今の御質問の点ですが、カナダのCRTは、元々スマホで手続きができるように設計をしていたと聞いています。ですので、言葉遣いを短くしたりですとか、デザインもスマホに合うような形、パソコンでももちろん見られるような形で設計したと。具体的な数字、ちょっと記憶が怪しいのですが、たしか六、七割ぐらいはスマホだったと聞いた気がします。これは、次回までに正確な数字を出させていただければと思います。過去に聞いたことがあるのですが、半分以上だったというような記憶がございます。

私の方で、あと1点付け加えさせていただきたかったのが、先生方から範囲を、最後の民間ODRだけではなく、その範囲を広くということにも関連するのですが、やはり少額紛争ですとかネット取引紛争というのは、民間企業との取引の中で発生しているものになりますので、例えば、企業のカスタマーサービスですとか、そのようなところも含めて、今回のこの中で、特に民間企業がどのように関わっていくかということが、あまり見えないよう

な気がいたしましたので、そこも何か入っているとよいのかなと思ひまして、最後付け加えさせていただきました。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。追加の情報提供も検討いただけるということで、大変ありがとうございます。よろしくお願いします。

さらに、この論点1についてでございますでしょうか。おおむね御意見は頂戴できましたでしょうか。

全体として、論点1で目指すべき姿を掲げているというところについて、さらに視野を広く持って、意欲的に提示してみてもどうかという方向での御発言を、いろいろな角度から頂けたかと思ひます。

ADRフェーズに限定するのではなく、検討フェーズ、相談フェーズも視野に入れた形で示すということでもありますとか、あるいは、紛争の種類、ODRが活用できる場面、これは越境紛争や災害時の紛争解決を含めて、そういったものも視野に入っているということを示せるとよいのではないかとといったことですか、ユーザー、利用できるユーザーの多様性であるとか、ユーザーの視点からの使いやすさといった視点も盛り込むとよいのではないかと、さらには、ODRに限らずADRも含めた形で、あるいは民間型に限らず、行政型、司法型、民間企業での取組なども視野に入れた形で、目指すべき姿をまとめられるとよいのではないかとといった様々な御意見を頂いたかと思ひますので、頂いた御意見を踏まえて、引き続き検討させていただくということになるのかなと思ひます。

事務局の方で何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、論点2の方に移りたいと思ひます。

では、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 それでは、資料1の2ページ目を御覧ください。

論点2では、論点1の目指すべき目標を達成するために、今後3年間、関係する主体において取り組むべき課題について、御議論をお願いしたいと考えております。

2ページ及び3ページには、論点1で設定しました短期目標や中期目標を前提として、その実現に向けて、短期的あるいは中期的に取り組むべきものとして考えられるものを、幾つか例を挙げて記載をしました。これらの取組に限らず、目標の実現に向けて関係者を挙げて取り組むべきことについて、幅広い観点から御意見を頂ければ幸いです。

事務局からは以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明も踏まえまして、論点1で先ほど御議論いただいたような目標の実現のために、どのような取組を進めていく必要があるのかという点につきまして、さらに御議論をお願いできればと思ひます。

まずは、短期目標の実現に向けた取組の件から検討をお願いしたいと思ひますけれども、この点について、御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 ありがとうございます。

まず、具体的な利用に結び付けるためには、ODRが国民から選択される制度であることが重要だと考えています。そのためには、ODR機関やODRの両方に対する信頼性と費用

面の問題が重要だと思っています。費用については、利用者にとっては低廉が望ましく、実施機関としては、少なくとも事業が成り立つだけの費用が望ましいといった、相反するニーズをいかに解決するかといった問題もあると思っています。選択されない制度では、広報や動線がうまくいったとしても、実際の利用には結び付かないと考えられるので、選択される制度とするための制度設計が最優先で検討されるべきだと考えています。

具体的に、事業継続に適切な、主に資金面に着目した運営モデルの構築ということで、この四角の中に例示されているものに加えて、今申し上げた、事業継続に適切な主に資金面に着目した運営モデルの構築が必要であると考えていて、具体的に申し上げますと、すなわち、病院とか学校とか業界団体など、一定数の紛争が発生し得る団体が存在しますので、こうした団体などにおける裁判外での紛争解決体制としては、一つ目としては、組織内に苦情処理体制の一環として相談窓口に加えてODRを設置する方法があると思います。2番目として、第三者機関がODRを実施する場合は考えられるかと思いますが、後者、すなわち第三者機関がODRを実施する方法として、ODR機関が継続契約を締結して、その対価として、そういった病院とか学校とか、そういったところから運用資金を得る方法が考えられるのではないかと考えています。

なお、この場合、当面の措置として、国が病院とか学校などがODR機関に支払う対価相当額を助成するといった政策を考えてもいいのかもしれないと思いました。また、より多くのODR実施機関による稼働体制を制度として確立させるという考えの下、特定の企業等からではなく、企業等から一定の寄附を受け付ける公益法人を設立して、当該法人からODR実施機関が運用資金を得るというスキームも、考えられるのではないかと考えました。

以上の述べたとおり、利用者から徴収する手数料のほかに、安定した収入を得る仕組みを構築することによって、手数料について、事業継続に必要な資金を確保しつつ、利用者には負担とならない価格帯にすることも可能だと思いました。もちろん、こうした対応は、すぐに実現することは必ずしも容易ではないと思いますので、数年程度は準備期間として、政府において補助金などの予算を計上して、体制構築までの期間御協力を頂くという対応も考えられるのではないかと考えました。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 ありがとうございます。

まず、一つ目の国民の日常への浸透というところは、ちょっと細かなところではあるのですが、下から2番目の紛争解決事例の見える化というところにつきまして、せっかくこのようなサイトを設置するのであれば、そこにカナダのCRTがやっているSolution Explorerのような診断ツールといいますか、問題を抱えている方が質問に答えていくと、どのような方法、選択肢があるのかというのが分かるような、そういったサービスが付加されているとよいのかなと思ったのが一つ、あと、国民に浸透させるということを考えると、今、小澤委員もおっしゃっていましたが、信頼性を高めるということに尽きると思うのですが、その際に、利用の件数ですとか、事例ですとか、統計データみたいなものを、透明性の確保という点と併せて公開していくと。そうすることによって、利用者の方からすると、これだけの方が使っているから安心して使えそうだとか、例えば、こういった事案であれば、こういう和

解がされているのだという情報が伝わることになりまして、それが利用の促進につながるのではないかなと考えております。

あともう一つ、一番下のODR事業への参入支援というのは、先ほど冒頭でお話をさせていただいたとおりなのですが、現段階では、実証実験にまず進む、それにすら大きなハードルがあるというところだと思いますので、どのように進めたらよいのか分からないという疑問に答えるような情報提供というのを、きちんとしていくことが重要ではないかなと考えております。

以上です、ありがとうございました。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、斉藤委員、お願いいたします。

○斉藤委員 意見と質問と1個ずつです。

まず、意見は、今、渡邊委員が触れられた紛争解決事例の見える化の点です。これは、とても重要だと考えています。ただ、守秘義務との関係で、なかなか具体的な内容を公表するということが難しい側面があります。それでも、成功している例として、原発ADRがあげられます。福島の事故による原子力損害賠償の案件を扱っているADRで、正式名称がいま不確かですけれども、原発ADRでは、解決事例をその都度、一定程度抽象化して、そして、当事者の同意を得た上でホームページ上で発表しています。相当数たまっているはずですが、最近あまり見ていないので分かりませんが、かなりの数が見られるようになっていて、それを見ることによって、こういう問題でこのADRが利用できるんだというのが分かるんですね。そして、どういう解決がされているのかも分かります。事例の公表は、利用しようとする立場から見ると非常に大事なことなので、ここは是非力を入れていただくと良いと思っています。

次は質問です。黒四角の二つ目の、ポチのところ、相談機関、士業等からODR機関への紹介ルートの確立とありますが、つい最近、日本ADR協会のシンポジウムの最後の方で、紹介ルートを作るという案内があったんですけども、そういうことがイメージされているのか、それとも、日本司法支援センターすなわち法テラスのような組織を巻き込むという、そういうことなのか、そこをちょっと、もう少し具体的にこの紹介ルートというもののイメージを教えていただければと思います。

以上です。

○垣内座長 では、御質問がありましたので、事務局からお願いいたします。

○豊澤部付 相談機関、士業者等からODR機関への紹介ルートの確立ということですが、これ、両方からの紹介ルートの確立というところになるかと思います。相談機関あるいは士業者の方というのは、紛争当事者から御相談を受けると思うんですね。そういった御相談を受けの方に対して、ODRによる解決という選択肢があることをお伝えすることによって、間接的にODR機関へのアクセスを改善していくことが可能ではないかの観点から、相談機関と士業団体、両方を対象として考えているというところがございます。

○垣内座長 よろしいでしょうか。

○斉藤委員 法テラスも視野に入っているということでもよろしいでしょうか。

○豊澤部付 そうですね。相談機関の一つとして法テラスも考えられるのではないかと考えています。

○齊藤委員 相談機関じゃなくて、紹介機関としてです。紹介機関として法テラスが考えられないかということです。

○豊澤部付 紹介機関としてというのは、どういう御趣旨でございましょうか。

○齊藤委員 法テラスは、相談機関としてだけじゃなくて、いろんな問題を抱えた方が、この問題をどこに相談したらいいんでしょうという質問を受けてそれに対して回答をしていますよね。それと同じように、ほかの相談機関や士業が、この問題にふさわしいODR機関を紹介してほしいと思ったときに、法テラスに教えてもらおうと、そういうルートも考えられるのかどうかということです。

○渡邊参事官 齊藤委員の問題意識はごもっともだと思います。ODRの活性化という観点からは、法テラスとどう連携していくのかということも、重要な課題の一つと考えておりますので、当然に念頭には置いています。司法アクセス、ここではODR機関へのアクセスということになりますが、そのアクセスのより一層の改善を図るための実効的な方策として、どうしているのかという問題意識の下で、取組の一例として記載させていただいたものでございますので、齊藤委員の御指摘も当然に視野に入ってくるのだらうと思います。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、川口委員、お願いいたします。

○川口委員 川口でございます、ありがとうございます。

今のに少し似ている内容になるのですが、国民の日常への浸透として、認知度の定点観測を行うというのは、とてもよいことだとは思いますが、ODRに限らず、ADRでも国民が知るのには、トラブルに遭って、解決を求めるときになって初めてということが、現実ではないかと思えます。法テラスであったりとか、消費生活センター、あと弁護士、消費者団体などを通じて知ることになるでしょうから、この一つ目の国民の日常への浸透よりも、二つ目のODR機関へのアクセスの改善の相談機関、士業等からODR機関の紹介ルートの確立の方が、より効果的ではないかなと感じました。国民生活センター紛争解決委員会への申請も、約80%が消費生活センターなどでの相談を経たもので、この経験からも、相談フェーズへの周知と連携が非常に重要ではないかと考えております。

ODRならではのメリット、先ほどもお話しに上がりましたがけれども、遠隔地同士の紛争を少ない負担で解決が図れるであったり、時間の制約が少なくっていいといったものを、相談機関により理解してもらうことで、相談機関もさらに積極的にODRを利用予定者へ紹介することができるのではないかと思います。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

そのほか、この短期目標の実現関係で、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。

今まで先生方言われたことに、特に異存はないのですがけれども、若干付け加えさせていただければと思います。

一つは、国民の日常への浸透ということですがけれども、今、川口委員が言われましたように、最後のところに認知度の測定というところがございます。測定も重要で、認知度を尋ね

るアンケートを採ることで、ODRという概念に触れ、知ってもらおうという副作用がしばしばありますので、その点でも重要だと思います。また、よりポジティブな面から言いますと、先ほど渡邊委員から御説明のあったようなより分かりやすいワーディングとか、より分かりやすい画面の作り方についての情報をより多く提供して、例えばですが、どのODRの画面がより分かりやすいのか等を第三者がレーティングをすることを通じて、すなわち第三者というか消費者の目を通じて、分かりやすさを研ぎ澄ませていただければという希望があります。これが第1点です。

それから、2番目の四角で、ODR機関へのアクセスの改善について、先ほど御議論がありましたけれども、先ほどの御議論は、何らか機関ないし人を介しての紹介ということだと思いますが、若い方は特に、人を介さずにいきなりネット検索で自分のトラブルを書いて検索することが多いのではないかと思います。そのような場合でも、何らかODRを選べるように選択肢等が示されているような、ポータルサイトがさらにシステム化したようなサイトにたどり着くことができ、さらに、そこでODRについて、例えば、簡単な模擬動画が見られて、たとえ夜中でもある程度のことが分かるようなサイトに機械的にたどり着ける、といった工夫があればよいように思います。

第3に、ODR活性化検討会でも議論になったところですが、例えば、事業者さんが業界で自主的なプロトコルのようなものをお作りになって、当該業界の会員事業者はB to C紛争の解決のために特定のODRを利用することを合意し登録をして公開し、あるいは登録だけではなくて応諾の約束をしますというような、自主的な取組をしていただけるように促していくということも、ODRの利用しやすさということにつながっていくのかなと思います。その際には、当該ODRの質について、金融ADRと同趣旨で、一定レベルを備えることが望ましいと思われれます。

おそらく、これは、この検討会のちょっと外になるのかなと思いますけれども、大量にこの問題が生ずるのは、いわゆるプラットフォームの紛争だと思いますので、そちらについて、何らかODRの質的保証とうまく親和的な働き掛けがしていければ、これは長期的なことかもしれませんけれども、有り難いのかなと思った次第でございます。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 ありがとうございます。

ODRの認知度、信頼性向上、国民の日常への浸透という関係ですけれども、先ほどの山田委員のお話とも若干かぶるかもしれませんが、やはり紛争解決制度として定着させるためには、民間ODR機関によるODRについて、難しいとは思いますが、裁判所と同等程度に認知度及び信頼度を上げる必要があると考えています。

例えば、民間ODR機関のうち、認証ADR機関を主な担い手とする場合、第1に、検索サイトにおける検索結果や関連するウェブサイト上に、法務省のかいけつサポートなどの国の認証ADR機関、取り分けODRの広告、ウェブサイトへのリンクを表示する。第2に、リンク先、かいけつサポートなどのウェブサイトには、ODRを扱う認証ADR機関のプロフィールが掲載されて、かつ、各ODR機関のサイトへのリンクが貼られている、第3に、当事者は、各認証ADR機関からふさわしい機関を選択決定する、第4に、リンク先の認証

ADR機関のサイト上、あるいはそこから連続性のあるほかのサイトから、ODRの利用の申込みを可能とするといった仕組みが考えられるのではないかと考えています。

また、認知度の向上といった点により重点を置くとするれば、ADR、ODRという言葉の徹底的な露出が必要だと思っておりますので、例えば、各ADR機関のゆるキャラグランプリを開催するとかといったようなことも考えられるのではないかと考えています。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、上田委員、お願いいたします。

○上田委員 ありがとうございます。

もう既に多くの委員の様々な御意見を拝聴しまして、それに異議はございません。

短期目標の実現に向けた取組の三つの四角は、国民、ODR機関、それからODR事業への参入支援と、三つありまして、主要プレーヤーは国民、それからADR機関等、それからODRのシステムプロバイダー、差し当たりこの辺りが考えられるのかなと考えております。国民に対する情報提供については、特に斉藤委員の事例の見える化、私も原発ADRの事例集はウェブサイト上で拝見したことがありますけれども、あのような取組が、今後さらに進んでいくことが望ましいのかなと考えております。

また、ADR機関につきましては、先ほど既に渡邊委員の御報告の際に発言いたしましたけれども、技術、規範、デザイン等について、情報共有や情報提供する場があることが望ましいと考えております。

三つ目のODRシステムプロバイダーにとっては、ODRシステムを今から開発しようという事業者にとって、市場がまだ形成されていないということが、問題かと思えます。そのため、スタートアップの段階では、短期的に何らかの経済的支援が必要な局面もあるのではないかと考えられます。我が身に引きつけて考えますと、大学でも近年、先端的、横断的な研究に研究費が重点的に配分される傾向があるのかなと感じますけれども、例えば、先端的なODRの試みを募集して、そのコンペティションに通ったものに重点的な経済的な支援を行う、実証実験の委託のような形で行うという方法もあり得るのではないかと考えました。

差し当たり以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

川口委員、お願いいたします。

○川口委員 川口でございます。

先ほどの山田委員の御意見と少しかぶるのですが、国民の日常への浸透の二つ目に、eコマース事業者・相談機関等を介した周知広報といった記載がございます。これに関連して、1点意見を言わせていただきます。

国センのCCJは、相談フォームで受け付けて、メールで回答しています。その相談のうち、99.8%が電子商取引に関するトラブルとなっており、オンラインで完結する相談の手法として効果的に機能しています。eコマースとODRの親和性は非常に高く、デジタル・ディバイドの心配も少ないため、積極的にODRの利用を促進するのに適しているのではないかと考えられます。また、越境の分野においては、ODRのメリットが大きいと思われまます。まずは、効果的などころから取り組むのもよいのではないかと感じました。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 ありがとうございます。

先ほどの小澤委員の発言にも関連するところですが、デジタル化社会ということで、山田委員も先ほどおっしゃっておられましたが、まず、インターネットで情報検索の方が非常に多いです。例えば、法テラスの平成26年度の調査によると、抱えた問題を解決するために、どのような行動を取ったかという質問に対して、インターネットや本で調べると回答した方がほぼ5割ぐらい、平成26年でそうですので、まずはネットで検索というようなことが、行動態様としてあるということを前提に考えると、ウェブサイトの広告とかウェブマーケティングにより重点を置いて、検索したときに上位に出てくるというのは、非常に重要なことと考えております。特にスマートフォンで検索する場合、パソコンと違いまして、画面上から得られる情報というのは極めて限られていますので、その中で何ページも探して、公的なもの、信頼できるものを探すというのは、なかなか考えにくい状況です。

例えば、今、「離婚したい」というキーワードでグーグル検索をしてみますと、法テラスが上位10ページには出てこないんですね。一般の方からすると、離婚訴訟とか離婚調停というキーワードで検索するのではなく、例えば、離婚したいというような形で、行いたい行動を入力して検索すると、そういった行動調査も行った上で、ウェブマーケティングに生かしていくと、そのような形で認知度を高める支援をしていくと。これはどのように行っていけばいいのかというところは課題だと思うのですが、ウェブ上の行動に合うような形での取組というの、浸透という点では重要ではないかなと考えてまして、発言させていただきました。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

では、出井委員、お願いいたします。

○出井委員 私も、各項目について、それぞれ簡単にコメントをしたいと思います。

まず、国民の日常への浸透のところ、皆さんおっしゃったことですが、紛争解決事例の見える化、これは重要な課題であると思います。

ここで斉藤委員が紹介されたのは、正確な名前は、原子力損害賠償紛争解決センターです。私、中におりましたので、ちょうど10年前ですが、解決事例の公表をどうするのかというのは、結構内部で議論をして、かなり苦しみながら実施に至ったということです。斉藤委員御指摘のとおり、難しいのは、守秘義務、非公開性との関係で、どこまで具体的な情報を開示できるのかということです。もちろん固有名詞は消すし、それから、事件が特定できる情報は極力消すわけですが、それでも、その当事者が見れば、これは自分の案件だなというのが分かってしまう、これも、守秘義務、非公開性との関係では問題であると整理をしています。

従って、斉藤委員御紹介のとおり、両当事者の同意、厳密に言うと、被申立人、東京電力の同意は完全に取っているわけではないのですけれども、少なくとも申立人、被害者の同意は取っているということです。その辺り、どこまで開示するのかというのが、やはり一番難しいところかと思います。特に、和解金額などの情報は、見る人にとっては非常に重要な情報です。しかし、これをあまり具体的に書きますと、自分の事件だというのが分かって

しまうとか、事件が特定されてしまうということもあるので、その辺り、どの程度まで特定するのかというところが、常に難しいところであると思います。ただ、重要な課題ですので、是非ここは項目として挙げていただきたいと思います。

それから、ODR機関へのアクセス改善、これ、皆さんがおっしゃったことにほぼ付け加えることはないのですが、私も最後に渡邊委員がおっしゃった、渡邊委員の方でウェブマーケティングという洗練された言葉を使われたのですが、やはりウェブ上、インターネット上でどれだけアクセスできるのかというところが、非常に重要なところだと思いますので、各機関になるのか、それとも全ての機関を網羅したポータルサイトみたいなものを設けるのかにもよりますが、そのあたりの工夫が重要であると思います。これも、先ほど渡邊委員おっしゃったように、どういう形で検索してくるかというところ、ADRとかODRとかというワードで検索するのではなく、自分の抱えている問題で、例えば、何々を購入した件でトラブルが起こっているけれどもとか、あるいは離婚したいけれどもとか、そういう形で検索してくるので、それに対応できるようにしておかないといけないと思います。最初のところの話に戻ってしまうのですが、多くの方は、紛争解決、ADRとその前の相談、さらには情報検索、そこを区別せずに検索を掛けてきますので、それもあって、やはりその前のフェーズがアクセス改善の面で、正に重要ではないかと思っています。

最後に、ODR事業への参入支援のところですが、ここは、少なくとも短期的には現行法の枠内で推進を図っていくということだと理解していますが、それだとすると、正にADRの認証ですね、ADR法に基づく認証というのが大事になってくると思います。そこで、これは論点の1について小澤委員がおっしゃった、認証の手続をもう少し早くする、これは、小澤委員はODRについてということをおっしゃったのですが、恐らくODRだけ認証手続を早くするというのは、それはそれでまたいろいろな問題があると思いますので、ADR認証の手続を全般的にスムーズなものにする、これは、事業参入支援としての基礎的なこととして大事なことではないかと思っています。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

おおむねよろしいでしょうか。

佐成委員、お願いいたします。

○佐成委員 私も特に付け加えるところはないのですが、2点だけ。

一つは、先ほど山田委員がちょっとおっしゃっていましたが、模擬動画を作るという話ですけども、私もこれはPR上非常に効果的であると感じております。もともと模擬裁判とか模擬調停というのは臨場感がありますが、それを動画にすることでさらにいろんな時間帯や場所で繰り返し視聴でき、司法制度を一般の方にPRするには非常に効果的だと体験上も実感しています。もちろんネット上で検索した後に、そうした動画にたどり着くというのも一つありますけれども、それ単体でも非常に意味があるなと感じております。

それとの関連で言えば、この周知広報の対象、PRの対象というのは、もちろん利用者も直接の対象とするというだけではなくて、地元の市区町村の相談窓口の方などを対象とすることも必要だと思います。そうした相談窓口の方にも模擬動画を使って具体的なイメージをもってもらうことは、そうした相談窓口を経由する利用者への説明にとっても有益だからです。経験上もそう思います。

それからもう一つは、これは渡邊委員が先ほどおっしゃっていた、スマホを意識したアク

セスといいますか、そういったところを、短期目標の中でもきちっと考えていく必要があるのではないかとということです。単にオンラインで検索するだけではなくて、スマホという機器をいろいろな生活の場面で活用する方が非常に増えてきているという現状、特に若い方はほとんどのことにスマホを使うのではないかと思います。ですからODRによる潜在的な紛争解決ニーズも、やはり若い方にありそうですし、若い方がトラブルに巻き込まれるということ自体が非常に多いわけなので、そういう点からもスマホというものを意識したアクセス改善を心掛けた方がいいのではないかとということです。以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 すみません、ありがとうございます。あと1点だけ。

ODR機関へのアクセスの改善のところですが、ADR、ODRの実務における大きな課題としては、いかに相手方が手続に応諾するかということだと思っていますので、当事者の一方となることが考えられる事業者の団体などのウェブサイトから、民間ODR機関へのリンクといった物理的なアクセス面の工夫に加えて、自主規制やそういう規則など中に、ODRへの応諾義務などを盛り込むことも考えられるのではないかと考えています。

また、事業者相談機関担当者のウェブサイトについて、当該事業者などとの意見交換を通じて、これら事業者などのウェブサイト上において、利用者がODRを選択するようなナッジ、行動経済学で言われるところのナッジの利用、活用も考えてみてよいように思いました。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

おおむね御意見は頂戴できましたでしょうか。よろしいでしょうか。

この短期目標の実現のための取組につきましても、黒い四角で三つある点のいずれについても、大変貴重な御意見を数多く頂くことができたかと思えます。国民、利用者がどういう形で実際にODR機関につながっていくかということについて、ウェブ検索やスマホの活用ということもありますし、また、各種の相談窓口等との連携の在り方等についても御指摘がありました。また、最後の参入支援の関係では、特にスタートアップの段階での支援の在り方等について、具体的なアイデアも含めて様々有益な御意見を頂戴できたように思えます。

事務局から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、さらに次のところで、中期目標の実現と、これは、資料ですと3ページ目の部分ということになるかと思えますけれども、こちらにつきまして、御質問あるいは御意見のある方は頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 ありがとうございます。

先ほど少しお話しさせていただいたのですが、まず一つ目の相談、ODRのシームレス化というところで、ワンストップショップという言葉は先ほど使いましたが、一つのルートである程度解決の最終段階までつながるような仕組みというのは、十分に強調されるとよいのかなと思っています。

二つ目に関しましても、世界で様々な実験が行われていますので、これに関する調査をし

ていく、それを、日本語できちんと翻訳して出していくということが、重要ではないかなと思っています。

三つ目に関して、民事判決情報のデータベース化というところで、これはこれで進めることに非常に大きな意義があると思うのですが、プラスで、これから作られるODRプラットフォームで、どのような形で情報収集をしていくと、統計データとして価値のあるものになっていくのかという点から考えますと、今後のAI活用も視野に入れて、技術の方にも入っていただきながら、プラットフォームを作ると。今あるものを、整理していくよりも、これから集めていく、情報収集をしていく方が体制が整っていくかと思しますので、ここに関して、外部の専門家の方にも入っていただいて、例えば、和解案に関するデータ、可能な限りにはなるとは思いますけれども、どのような形で進められるかということも含められるとよいのかなと思いました。

簡単ですが、以上です。感想を述べさせていただきました。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、上田委員、お願いいたします。

○上田委員 ありがとうございます。

ODRの持つ横断的な問題を、今後も引き続き検討するための、一番下にあります官民学の連携によるフォローアップ体制というのは、強く賛成したいと思います。その中身についてなんですけれども、先ほど渡邊委員が言及いただきました情報収集とも関連するのですけれども、このフォローアップ体制の中で、ODRシステム構築において、今後準拠が推奨されるデータフォーマットのようなものを策定するというのを、このフォローアップ体制の中で取り扱われるべき課題として御検討いただければと思います。

この課題は、短期的、正面的には、紛争当事者にもADR機関にもどういう意味があるのか分かりづらいのですが、中長期的なODRの利活用のためには、重要な課題ではないかなと考えております。データフォーマットとは、そもそも何かというのが問題ですけれども、日本でも、現在支払督促オンラインシステムにおいて、既に裁判所のウェブサイト上でオープンAPIの仕様が公開されているようでして、そこでやり取りされるデータフォーマットについては、CSVのデータ仕様書という形で定めがあります。

ODRについても、CSV形式を用いるかどうかは検討の余地があるのですが、例えば、データフォーマットとは、テキストデータの文字コードは何かであるとか、当事者氏名等の各データ項目はそれぞれ最大何バイトなのかとか、出現回数は何回かとか、外字処理はどうするのかとか、あるいは画像データを含むのであれば、そのフォーマットや転送形式は何か、暗号化はどのように行うかなどなどの規約が考えられます。これらは、いずれも強制的なものにはなり得ないのですが、今後システム開発をするに当たって、準拠することが推奨されるフォーマットとして策定されることは有意義ではないかと思えます。

医療分野において、ちょっと素人で不正確な情報かもしれませんが、いわゆる電子カルテは、統一的なデータフォーマットが定められなかったので、医療機関間の連携に際して、ボトルネックなるものが生じているとも仄聞いたします。民事紛争解決においては、医療ほどシビアな問題が生じないかもしれませんが、正にODR草創期の現在に、そのようなデータフォーマットを定めておくということは、中期目標の1点目のODRのシームレス化にとっても有用ではないかと思われます。

また、3点目のAI活用を視野に入れるならば、AIの教科書データとして、整形されたデータが大量にあることは、大変望ましいことですので、その面から見ても、データ整形の問題は、早めに意識しておくことが重要ではないかと考えました。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

この中期目標の実現に向けた取組について、さらに御意見等ございますでしょうか。

出井委員、お願いいたします。

○出井委員 まず、相談～ODRのシームレス化と、これ、連携が重要であるということは、私もそう思いますし、皆さんも御異論はないかと思いますが、ここで言っている相談～ODRのシームレス化ということの意味をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、ODRにおけるAI活用の基盤整備のところで、民事判決情報のデータベース化というのが書かれています。これはこれで推進すべきであると思っておりますが、民事判決情報をデータベース化することによって、果たしてODRにどれだけ役立つのかというのは、率直に言って、そこはクエスチョンです。前回か前々回だったかの報告にもありましたが、今は全然そういうデータの基盤がないので、とにかく、まず判決情報のデータベース化から始めるというのは、それはそれでいいと思いますが、やはり先ほど渡邊委員もおっしゃったような、ODRの解決事例というのか、その辺りまで広げていかないと、なかなか使えるものにはならない。その意味では、中長期的な課題ではないかと思っております。その辺りになりますと、正にこの2ポツ目のAI活用に向けた倫理・規制の在り方というのが重要になってきますので、ここは、並行して倫理・規制の在り方も検討していかないといけないと思っております。

最後に、推進体制の確立のところで申し上げるべきなのか、あるいは、もしかしたら論点1のところで申し上げなければいけなかったのかもしれませんが、今、このODR推進検討会を含め、法務省で基本方針の策定、検討をされていますが、ODRに関しては、経済産業省を始め、ほかの省庁でもおそらく、APECの関係でしたか、検討されていると思います。ほかの省庁の取組、あるいは情報との連携も図っていかねばならないと思っております。

以上です。

○垣内座長 御質問として、シームレス化とはどういう趣旨かという点がありましたけれども、事務局からお願いできますでしょうか。

○豊澤部付 シームレス化といっても、一義的な回答があるわけではないのですが、相談機関に相談された方が、そのまま障害なくODR機関へとつながるようなことをイメージして、シームレス化という言葉を使わせていただいております。

○出井委員 分かりました。要するに、うまくつないでいくという、最低限そういうことですね。

それは私も最低限必要だと思いますし、推進していかねばいけないと思っておりますが、シームレス化ということになると、例えば、情報をそのまま次につないでいくとかいうことも含まれ得るわけですが、それはそれで、またおそらくインフォームドコンセントの問題等があると思っております。

それから、これは中期的な課題なので、特に現行の弁護士法との関係というのはあまり意識なくていいのかもしれませんが、相談ということになりますと、それが法律相談であるとするれば、弁護士法の関係が出てきますし、それとADRがつながって、一体のものとして

サービスを提供するとなると、正に弁護士法の問題というのが出てまいります。ADRの部分については、ADR認証を取ればよいということになりますが、相談の部分については認証というものが無い、法律相談については認証というものが無いので、シームレス化をそういうふうな事業としての一体化ということになりますと、そこまでの問題になってくると思います。他方、機関との連携ということであると、その問題はないかと思えます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。

この箱が4つありましょか、について、一言ずつ申し上げたいと思います。

まず、最初の箱については、今、直前に出井委員がお話しになったこととかなり重複をする問題意識を私も持っております、このシームレス化自体は、利用の促進のためにも非常に重要なことだと承知をしておりますけれども、相談からODRに向かう際に、相談者の合意を取り付けるだけでよいのかどうか、その場合も合意の範囲をどのように考えるのか、それから、消費生活センターの場合には、相談を受けて、事実上、相手方との交渉をしている場合もあるかと思えますけれども、そのような場合に、何をどこまでODRの方に送るといことになるのか、また、相談機関が行政機関である場合に、その情報の処分の仕方として当事者の合意はどのような意義を有するかというような問題も、まだ残っているのかなと思えます。

それから、2番目の四角との関係では、この世界最高品質のODRというのはキャッチーで、拍手をしたいと思うのですけれども、そのために何をやるのかはなかなか難しい問題でありまして、ソフトウェアをどのように仕組むのかは、様々な方法があり、例えば、先ほど上田委員がおっしゃったように、コンペティション方式なども最適解を探す方法としてあり得るかと思えます。他方で、ODR提供者が手を出しにくいのは、セキュリティの高いインフラということかなと思えます。ただ、私の知識では、それがサーバーのレベルなのか、どのレベルなのかというのが、特定してお話ができないので大変申し訳ないのですけれども、その情報をきちんと守れていますよといえるようなハードウェアについても、国が補助するなり提供するなりといったことがあれば、大変参入しやすくなるのではないかなと思えます。

3番目の箱に関しては、先ほど来お話あることと特に目新しいことはないですけれども、AI倫理、あるいはAIのレベルが、例えば、新しい情報をきちんと更新しているかといったようなレベルの、クオリティーの保持の問題に関しましては、これは、既に医療におけるAI診断において、一定のプロトコルがあると医学系の方からお伺いしたことがありまして、そういったことも考慮に入れつつ検討していくという必要がありますし、AI倫理については、ほかにも様々な分野での研究が進んでおりますので、その辺りの御知見をうまく生かしていくということが必要だろうと思えます。

最後の推進体制についても、これも上田委員おっしゃられたように、非常に重要な点だと思っております。取り分け、この種の政策というのは、今後3年間と書いてありますけれども、3年経った以降どうなるのかというのは、大概心配になるところでございまして、そういう先のことも見据えて継続していけるように、またPDCAサイクル自体はよいと思えますけれども、そのプランとか目標設定をどのようにしていくかということについて、慎重に検討していく、できれば、ちょっと独立性を持って検討していくということが重要かなと思

っております。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、川口委員、お願いいたします。

○川口委員 川口でございます。

2点、まず一つ目の四角に関連してですが、相談機関とODR機関の連携という内容での記載となっておりますが、例えば、ODR機関同士による意見交換の機会などがあつたら、お互いに参考になる、有益なものになるのではないかと思います。例えば、企業の消費者対応では、消費者関連部門の責任者や担当者が募る会、例えば、ACAPや日本ヒーブ協議会といったものが、情報交換をしながら、ハード面、ソフト面などのレベルアップを図っているという例もございます。これは中期的に限った話ではないですけれども、一つの案ではないかと感じました。

あと、もう一点ですけれども、三つ目の四角の中の二つ目、AI活用に向けた倫理・規制の在り方については、事務局案にあるように、AI倫理などの課題についての整理と、適切な利用のための透明性の確保などについての知見の蓄積が非常に重要だと感じました。

感想までですけれども、以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

そのほか、さらに御発言ございますでしょうか。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 すみません、度々恐れ入ります。

先ほど三つ目の推進体制の確立のところについて、コメントし忘れてしまったので、追加でお話しさせていただければと思うのですが、先ほど山田委員からもお話がありましたが、これは中期目標ではありますが、それ以降、長期的な目標として見ていくときに、PDCAサイクルに沿ってというところ、その評価の仕組みですね、ODR機関の運用状況のある程度評価できるような仕組みとか、ガイドラインみたいなものを作るといのがよいのではないかとということが一つ、あと、ウェブサイトを一度作ってしまえば、それでおしまいということではなく、やはり生きたサイトにしていくために、適宜アップデートをしていく必要がありますので、それに資するようなところを、この連携体制の中でやっていくことができるのではないかなと思います。

あと、ODRに限った話ではないのですが、今後、やはりリーガルテックの利用の促進がこれから進んでいくことになると思いますので、そういった意味で、第7回で少しお話しさせていただきました、カナダのサイバージャスティスラボのような形で、何かこういった分野を研究しているようなところ、様々な背景、専門知識を持つ研究者の方なり実務家の方が入っているようなチームというものがあると、今後の長期的な普及に向けて、非常に心強いのではないかなと思っています。

それと、すみません、1個前に戻ってしまうのですが、情報共有までに、立教大学の授業で、1年生が法テラスをどのようにしたら若者にとって使いやすいものになるだろうかということで、デザインのワークショップを半期掛けてやったので、共有ですが、法律用語が分からないので、辞書機能があるとよいとか、あとイラストの拡充ですとか、やはり若い世代はスマートフォンを使うので、拡大、縮小する必要がなく、縦に二、三回で読み切れるぐら

いの文字量が、若者にとって受け入れやすい量だということを話しておりましたので、最後情報共有させていただきました。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

さらに御発言ございますでしょうか。

佐成委員、お願いいたします。

○佐成委員 大きく付け加えることは特にはないですけれども、相談からODRのシームレス化という中では、データ、デジタル化された情報というのは、シームレス化には親和性がありますから、デジタル庁などの発足によって、行政情報に関してのデジタル化も強力に進められていくというところもありますので、司法の方、紛争解決の方にどれだけ行政情報をうまく取り込んでいけるのかといった、そういった視点も、シームレス化という観点からは重要なことではないかと感じております。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

ほかに御発言ございますでしょうか。

おおむね御意見は頂戴できましたでしょうか。よろしいですかね。

では、この中期目標の実現に向けた取組に関しましても、多くの御意見を頂戴することができました。シームレス化ということの重要性については、御異論はなかったかと思えますけれども、その際、情報の取扱いについて検討課題がある旨の御指摘なども頂きましたし、また、ODRの品質やAI活用といったことの前提として、データの問題について、プラットフォーム、フォーマットを作成するといったような御指摘、必要についての御指摘もあったところかと思えます。

また、推進体制の面での官民学の連携の重要性についても、御賛成の御意見を頂いたところで、さらに、法務省以外の省庁との連携などについても、その重要性を御指摘いただいたところかと思えます。

また、中期3年間ということを超えて、さらに長期的な視野を持った取組の必要性といった点についても御指摘を頂いたように思います。

そういうことで、この点についてはそのようなことでよろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。よろしいですか。

そういたしましたら、本日も大変活発な御議論を頂きまして、さらに、議論は尽きないところかとも思われますけれども、そろそろ予定した時間が参ろうとしておりますので、本日の議論についてはここまでということにさせていただきたいと思えます。

事務局には、本日の御議論を踏まえまして、現在の議論の到達点、また、今後の方向性について、さらに御整理を頂きまして、次回以降の本検討会での取りまとめに向けた形での議論を、さらに進めていくということになるかと思えます。

では、事務局から今後の日程等について御説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 次回第15回は10月26日火曜日の午後4時から午後6時までを予定しております。詳細はまた追って御連絡したいと思います。

以上です。

○垣内座長 それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。

本日も誠にありがとうございました。

—了—